

熊本地方最低賃金審議会の開催について

令和8年10月2日

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記申込要領によりお申し込みください。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 会議の名称 | 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会 |
| 2 | 開催日時 | 令和8年10月5日 午前10時～ |
| 3 | 開催場所 | 熊本地方合同庁舎A棟10階 労働局大会議室 |
| 4 | 主な議題 | 熊本県特定（産業別）最低賃金の改正にかかる基本的見解の表明、金額審議等 |
| 5 | 募集人員 | 若干名 |
| 6 | 申込要領 | |

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに傍聴を希望される会議の名称、開催日時、傍聴希望者の住所、氏名、電話番号及び所属する団体等名称を御記入の上、はがき（封書）又はメールで下記のあて先までお申し込みください。

※あて先 : 〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1

熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局労働基準部賃金室

※メール : kuma-saichin@mhlw.go.jp

- (2) 希望者多数の場合、抽選とさせていただきますことがあります。抽選の結果、傍聴できない方につきましては、後日こちらから連絡を差し上げます。（傍聴可能な方につきましては連絡いたしません。）

- (3) 傍聴当日、お申込みいただいた御本人であることを確認させていただくことがありますので、証明できるもの（運転免許証等）を御持参ください。

- (4) 車椅子を御使用の方は、その旨お書き添えください。また、介助者が同伴される場合は、その方のお名前も併せてお書きください。

- 7 申込締切日時 令和8年10月2日 17時00分必着

8 その他

- ・傍聴される際は、別紙2の留意事項を厳守してください。
- ・本件に関する問合せ先：熊本労働局労働基準部賃金室（TEL 096-355-3202）
- ・なお、熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規定第7条のただし書きに基づき非公開となる場合があります。
- ・日程及び議題は、審議状況により変更となる可能性があります。中止の場合はご連絡いたします。（メールによる申し込みの場合は、返信メールにてご連絡いたします。）

傍聴される皆様へ（留意事項）

- 1 事務局の指定した場所以外への立ち入りはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ずお切りの上、傍聴してください。
- 3 撮影及び録音機器等のお持込み、ご使用はできません。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨げとなるような行動はお慎みください。
- 5 委員等の発言に対し、賛否を表明し又拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍等の閲覧は御遠慮ください。
- 7 会場内での飲食、喫煙は固くお断りします。
- 8 傍聴中の途中入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 鉢巻き、ゼッケン、腕章等の会場内での着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険物、プラカードその他会議の進行を妨げる恐れのあるものを所持している方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、事務局の指示に従ってください。

なお、これらの事項をお守りいただけない場合は、傍聴の途中であっても御退室いただくことがあります。